

# 平成25年度 ポジティブリスト制度に係わる生乳の定期的検査の実施結果について

平成25年12月  
一般社団法人Jミルク

酪農乳業界では、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応した「酪農乳業の一体的な取り組み」を実施しています。この取り組みが的確に機能していることを確認するために、定期的に生乳中の農薬等の残留検査を実施しています。

本年度は平成25年11月から12月にかけて、下記の条件で定めた物質について検査を実施しました。その結果が判明いたしましたので、ご報告いたします。

## 1. 定期的検査対象物質の設定

今般の定期的検査対象物質の設定に当たっては、一般社団法人中央酪農会議が平成23年度に実施した生乳生産段階での使用実態調査において、使用実績頻度の高いことが判明した動物用医薬品、牛舎消毒薬、洗剤・殺菌剤等のうち、通常実施している簡易迅速法で検出可能な抗菌性物質（βラクタム系抗生物質）及び現状では乳において検査手法が確立されていない物質を除いた物質を別表1通り、北海道6物質、都府県15物質を平成25年度定期的検査対象物質といたしました。

その内訳は以下の通りで、

- ① わが国で流通(生産)している牛の動物用医薬品 …北海道3物質、都府県7物質
- ② 牛舎消毒薬、洗剤・殺菌剤等…北海道3物質、都府県8物質

## 2. 検体数

全国の指定生乳生産者団体の生産乳量等に応じて設定した計81検体で、延べ174件を検査した。

## 3. 検査結果

検査結果は別表1の通り、すべて「基準値以下」であった。

以上

